

お客様へ

2024年1月5日

高山信用金庫

「令和6年能登半島地震」災害による特別融資の取扱い開始について

「令和6年能登半島地震」の災害によって直接的または間接的な被害を受けられました事業者様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

この度の災害に伴い、当金庫は地域金融機関として、その被害を受けられました事業者様の金融の円滑化を目的として特別融資の取扱いを開始することと致しました。

詳しいご相談につきましては、最寄りの店頭窓口にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

記

「災害復旧支援資金（事業者向け）」

項目	内容
ご利用頂ける方	今般の地震被害を受けられた法人又は個人事業者（農業者含む）
お使いみち	今般の地震被害の影響による必要運転資金又は設備資金
ご融資金額	1億円以内
ご融資期間	10年以内（据置期間1年以内）
ご融資方法	手形貸付または証書貸付
ご融資金利	当金庫所定利率（変動金利）
お取扱期間	2024年9月30日（月）まで
保証人	第三者保証人は原則不要

※なお、内容によっては、ご希望に添えない場合がございます。

お気軽にご相談下さい。

以上